

## ヘルパーステーション白寿荘西 利用料金

R2.5～

### (1) サービス内容と利用料金

お支払いいただく利用者負担金は、原則として下記の利用料の1割又は2割、3割の額です。

#### 訪問介護

種 類	サービス提供時間	利用料
身体介護	所要時間が20分未満	1,868円
	所要時間が20分以上30分未満	2,797円
	所要時間が30分以上1時間未満	4,441円
	所要時間が1時間以上1時間30分未満	6,483円
生活援助	所要時間が20分以上45分未満	2,042円
	所要時間が45分以上	2,511円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身体介護30分未満＋生活援助45分未満	3,542円
	身体介護30分未満＋生活援助70分未満	4,277円
	身体介護1時間未満＋生活援助45分未満	5,176円
	身体介護1時間未満＋生活援助45分以上	5,921円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増</li> <li>・深夜（午後10時～翌朝6時）は50%増</li> </ul>		

#### 介護予防訪問介護相当サービス

要支援1・2事業対象者 (週1回程度の利用が必要な場合)	月3回まで	1回につき	2,726円
	月4回を超える場合	1月につき	11,966円
要支援1・2事業対象者 (週2回程度の利用が必要な場合)	月7回まで	1回につき	2,966円
	月8回を超える場合	1月につき	23,911円
要支援2、事業対象者 (週2回を超える利用が必要な場合)	月11回まで	1回につき	2,920円
	月12回を超える場合	1月につき	37,930円

※「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の提供にあたり、利用者の同意を得て同時に2人の訪問介護員が訪問してサービスの提供を行ったときの利用料は、上記利用料の2倍の額になります。

【加算】

加算の種類	単 位	算 定 用 件
初回加算	月 200 単位	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合の加算。
緊急時訪問介護加算	回 100 単位	利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合の加算。
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の5.5%の額	介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の6.3%の額	介護職員の確保・定着につなげるため、経験・技能のある介護職員に重点をおいた職員の処遇改善目的とした加算。
特定事業所加算Ⅱ	基本単位数の10%の額	専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応等、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している体制要件及び人材要件を満たす場合の加算。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額、又は新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めた基準額であり、これが改正された場合は、上記利用料も自動的に改正されます。なお、その場合は、事前に利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

上記の利用料金以外に、食材などを購入したときの食材費は、別途ご負担を頂く場合があります。

(3) キャンセル料

都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、当事業所にご連絡ください。利用予定日の直前にキャンセルする場合は、下記のキャンセル料をいただきますので早めに当事業所にご連絡ください。ただし、あなたの体調の急変など、緊急やむを得ない理由によるキャンセルの場合は頂きません。

連 絡 の 時 期	キャンセル料
サービス予定日の前日までに申出があった場合	頂きません
サービス予定日の当日になって申出された場合	利用者負担相当額
サービス予定日になって申出なく中止された場合	介護保険の法定利用料相当額